

○登録修理業者規則（平成二十七年総務省令第八号）の一部を改正する省令案 新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>別表第二号 修理の確認の手順(第二条第二項第二号及び第五号並びに同条第四項関係)</p> <p>修理の確認を要する修理された特別特定無線設備(以下この表において「確認する設備」という。)について、次のとおり特性試験を行い、法第三章に定める技術基準に適合することを検証する。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 特性試験は、法別表第三の下欄に掲げる測定器等であつて、法第二十四条の二第四項第二号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの(その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年 (証明規則第三条の二の測定器その他の設備にあつては、同条の表の上欄に掲げる測定器その他の設備ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。) 以内のものに限る。)を使用して行う。</p> <p>3 確認する設備の特性試験の全部又は一部を他の者に委託する場合は、当該試験の実施に関する十分な経験及び技術的能力を有する者に委託するとともに、その受託者と当該試験の適正な実施を確保するため、次に掲げる事項を取り決める。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法別表第三の下欄に掲げる測定器等であつて、法第二十四条の</p> | <p>別表第二号 修理の確認の手順(第二条第二項第二号及び第五号並びに同条第四項関係)</p> <p>修理の確認を要する修理された特別特定無線設備(以下この表において「確認する設備」という。)について、次のとおり特性試験を行い、法第三章に定める技術基準に適合することを検証する。</p> <p>1 (同上)</p> <p>2 特性試験は、法別表第三の下欄に掲げる測定器等であつて、法第二十四条の二第四項第二号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの(その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年以内のものに限る。)を使用して行う。</p> <p>3 (同上)</p> <p>(1) (同上)</p> <p>(2) 法別表第三の下欄に掲げる測定器等であつて、法第二十四条の</p> |

| | |
|---|---|
| <p>二第四項第二号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの(その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年(証明規則第三条の二の測定器その他の設備にあつては、同条の表の上欄に掲げる測定器その他の設備ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。)以内のものに限る。)を使用して特性試験が行われることの確認に関する事項</p> <p>(3) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> | <p>二第四項第二号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの(その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年以内のものに限る。)を使用して特性試験が行われることの確認に関する事項</p> <p>(3) (同上)</p> <p>4・5 (同上)</p> |
|---|---|

附 則

この省令は、電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第二十七号)の施行の日から施行する。